

## Q2 (医療法人の少額減価償却資産の取扱い、資産の区分と償却の方法)

医療法人の少額減価償却資産についての税務上の取扱い、減価償却資産の区分と減価償却の方法を教えてください。

A

### ポイント

- (1) 通常、取得価額が10万円以上で、かつ使用可能期間が1年以上のものは減価償却資産として資産に計上しなければなりません。少額なものについて一括償却資産の損金算入と中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例があります。
- (2) 医療法人における固定資産、減価償却資産の区分と減価償却の方法は別記の通りです。

## 1. 少額減価償却資産等についての税務上の取扱い

### (1) 通常の減価償却資産への計上

通常、減価償却資産として資産に計上しなければならないものは、1単位として取引される取得価額が10万円以上で、かつ、使用可能期間が1年以上の資産です。したがって、取得価額が10万円未満であるもの、又は使用可能期間が1年未満であるものは、事業の用に供した事業年度でその減価償却資産の取得価額に相当する金額を損金経理することにより損金の額に算入することができます。

1単位の判定については、例えば応接セットで1組18万円というものは、机、椅子それぞれが10万円未満の価格であっても一体として機能するものですから、1揃い10万円以上ということで、減価償却資産に計上しなければなりません。反面、9万8千円のパソコンを5台購入すると49万円になりますが、1台当たり10万円未満ですから、全額損金算入できます。

使用可能期間が1年未満の減価償却資産とは、医業において一般的に消耗性のものと認識されているもので、その病医院のおおむね過去3年間の平均的な使用状況、補充状況等からみて使用可能期間が1年未満のものをいいます。

### (2) 一括償却資産の3年償却の取扱い

1事業年度中に取得した減価償却資産で取得価額が20万円未満であるものを事業の用に供した場合において、その全部又は一部を一括したものを一括償却資産といい、3年間均等額によって損金処理できます。

一括償却資産は、取得した事業年度以後3年間で均等額(事業年度の中途に取得した場合でも普通償却と異なり月割償却をする必要はありません。)を損金処理し、3年以内に対象資産が滅失、除却、売却等の事実が生じても、そのまま機械的に処理を続けなければなりません。なお、一括償却資産は、遊休でも償却停止は不要であり、地方税である償却資産税もかかりません。

(注) 一括償却資産は、残存価額ゼロで均等償却するため、会計上、有形固定資産の償却方法として認められている定率法や定額法と異なった取扱いとなっています。

**一括償却資産の償却計算例**(3月決算医療法人、19/3期以降省略)

期	一括償却資産の取得合計と一括償却対象額	損金算入額
16/3期	取得合計 300 万円、 300 万円×1/3	100 万円
17/3期	" 150 万円、 300 万円×1/3+150 万円×1/3	150 万円
18/3期	" 240 万円、 300 万円×1/3+150 万円×1/3+240 万円×1/3	230 万円

### (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

青色申告を行っている出資金額 1 億円以下の医療法人については、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に取得し、事業の用に供した 30 万円未満の減価償却資産に関して取得価額全額を損金算入できる特例が設けられています。

ただし、この特例は、地方税である償却資産税には適用されず、償却資産税は課税されます。

#### 出資金 1 億円以下の医療法人の減価償却資産の税務上の取扱いのまとめ

取得価額	使用可能期間	税務上の取扱い
30 万円以上	1 年以上	資産計上しなければならず、償却資産税の対象となる。
30 万円未満	1 年以上	事業の用に供した日の属する事業年度の損金としてよい。 ただし、10 万円以上 30 万円未満のものを損金処理した場合でも償却資産税の対象となる。 10 万円以上 20 万円未満のものについては一括償却資産の損金算入も選択でき、この場合、償却資産税の対象外となる。
30 万円以上	1 年未満	事業の用に供した日の属する事業年度の損金としてよい。 (ただし、事業の用に供していないものは損金算入できない)
30 万円未満	1 年未満	

## 2. 病医院（医療法人）における固定資産、減価償却資産の区分と減価償却の方法

### (1) 固定資産、減価償却資産の区分

固定資産	減価償却資産	医業に係る減価償却資産の例示		
減価償却資産	有形減価償却資産	建 物	診療棟、病棟、管理棟、従業員宿舍等の建物・造作	
		建物附属設備	給排水・衛生・ガス・電気・冷暖房・通風の各設備・エレベーター・自動ドア設備・消火設備等の建物に附属する設備	
		構築物	門扉・舗装道路・水槽・庭園・広告塔等の工作物等	
		器具及び備品	医療機器	レントゲンその他電子応用機器・消毒滅菌用機器・手術機器・歯科診療用ユニット・光学検査機器・調剤機器等
			その他	電子計算機、複写機、ファックス、インターホン及び放送用設備、電話設備その他通信機器、待合室家具等
		機械及び装置	給食用設備、クリーニング設備等	
		車両及び運搬具	レントゲン車、救急車、がん検診用自動車、送迎用バス、連絡・往診用自動車等	
	無形減価償却資産	特許権、施設利用権、営業権、ソフトウェア等		
土 地	生 物			
土地の上に存				

### (2) 医療法人の減価償却の方法と償却方法選定の範囲

する権利（借  
地権、地上権）  
電話加入権

建物、無形減価償却資産  
建物以外の有形減価償却資産

定額法（届出を要しない）  
定額法、定率法のうち届け出た方法  
（届出をしなかった場合は定率法）